

様式第2号（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称		第1回川島町地域公共交通会議
開 催 日 時		令和2年7月27日（月）午後3時から4時15分
開 催 場 所		川島町役場 2階 中会議室
議 題		<p>(1) 川島町地域公共交通網形成計画について</p> <p>(2) かわみんタクシーについて</p> <p>(3) 元気なバス需要創出モデル事業（東武バス川島町役場線）について</p> <p>(4) その他</p>
公開・非公開の別		公 開（傍聴者0名） ・ 非公開 ・ 一部非公開
非公開の理由 （非公開の場合のみ）		
出席者	委員	瀬間委員、飯島委員、山崎委員、斉藤（昇）委員、斉藤（光）委員、藤田委員、武藤委員、小川委員、伊藤委員、島村委員、唐木田委員（代理）、江間委員、岡部委員、久保田委員
	事務局職員	政策推進課 藤間課長、友野主幹、喜多川主査、品川主任
配布資料		会議次第、資料1～7
審議会等の内容・概要		
<p>1 開 会</p> <p>（事務局より会議の開会にあたり、川島町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議は原則公開であることを説明する。なお、会議公開は議事より行うことし、会議録を公開するが、発言委員名は記載しない旨で委員より了承を得る。）</p> <p>2 委嘱状の交付</p> <p>3 町長あいさつ</p> <p>4 会長選出</p> <p>選出の前に、自己紹介を行う。（資料1）</p> <p>自己紹介終了後、川島町地域公共交通会議設置要綱第4条に基づき、委員の互選</p>		

により、埼玉大学大学院理工学研究科 久保田 尚 氏が会長に選任され、会長が、副会長として川島町副町長 石島 一久 氏を指名した。(資料 2)

5 会長あいさつ

6 議 事

会 長：議事に入る前に、議事録署名委員を指名する。瀬間委員、飯島委員にお願いする。

(1) 川島町地域公共交通網形成計画について

(事務局にて資料 3～6 を用いて説明)

会 長：バス停利用環境向上のために活用する施設で、コンビニが 3 箇所あるが、もう 1 箇所は。

事務局：資料作成時点では自動車の保険等を扱う店舗であった。現在は中古車販売の施設となっている。

会 長：いずれもイスがあり、座ってバス等を待つことができる施設か。

事務局：コンビニはイトインスペースを活用する予定だが、対象施設と調整する。

委 員：公共交通網形成計画に掲載された取組 7、8 について、各種送迎バスを活用した輸送を今年度検討し、来年度実証運行としているが状況はいかがか。

事務局：計画策定時点では、各種送迎バス等の活用は法的に困難であったため、具体的な運行内容の検討は行っていない状況である。しかし、先日の関東運輸局からの法改正に係る通知では、地域の輸送資源を総動員することについて触れていた。今後、各種送迎バスが活用できる環境になっていくことが想定されるので、引き続き、検討を進めたい。

委 員：埼玉県としても、感染症の影響により公共交通機関の利用が敬遠されている現状を踏まえ、各種送迎バスの利活用については注目している。

事務局：現状、本町では民間路線の東武バスとかわみんタクシーを運行する川島タクシーが主要な公共交通機関となっている。輸送資源の総動員という視点では、企業や病院の送迎バスやスクールバスが該当すると考えている。

会 長：今後、当会議でも本格的に検討していきたい。

(2) かわみんタクシーについて

(事務局にて資料 7 を用いて説明)

委 員：令和 2 年 2 月から町負担額が急増しているが理由は。

事務局：運賃改正によるもの。短距離運賃が低くなり、長距離運賃が高くなる改正であった。かわみんタクシーは改正運賃の視点で見るとほとんどが長距離運行に当たるため、かなりの増額になっている。

委員：消費税増税の影響は少なかったが、運賃改正の影響は大きいものとなっている。

(3) 元気なバス需要創出モデル事業（東武バス川島町役場線）について

(事務局にて資料8を用いて説明)

委員：路線バスは感染症の影響を顕著に受けていて、利用者が激減している。対前年而言うと、50～60%の減少となっている。従来は神明町車庫から川越駅まで多くの方に利用いただいていたが、今では大多数の方が自転車通勤に変えている。このように公共交通が敬遠されている中、テレワークの普及も進み、感染症流行前が100だとすると、100に戻ることはないと考えている。需要が減ったのであれば、それに合わせていかに供給を減らすかが課題となる。また、不採算路線の見直しということにも取り組んで行かなければ民間企業としての存続ができなくなってしまう危機感も持っている。元気なバス需要創出モデル事業によって運行開始した川島町役場線も、産業団地の従業員が利用することにより、自主運行に繋げて行くことを期待していたが、そこまでの利用には至っていないのが現状である。

事務局：住民、利用者の立場からすると、感染症の流行を受け、路線バスなどの公共交通機関の利用について抵抗はあるか。

委員：公共交通機関は不特定多数の方が利用するため、やはり敬遠してしまう。

委員：家族もオフピーク通勤により通勤ラッシュを避けている。公共交通機関への不安はある。

会長：埼玉県はこの状況をどう考えているか。

委員：短期的には感染症対策に取り組む交通事業者への支援を行い、中期的には先ほど議論になった輸送資源の総動員の視点から、新たな輸送手段の検討を支援していくことを考えている。

会長：元気なバス需要創出モデル事業についてはいかがか。

委員：県内4箇所で開催している事業で、全体では5年、川島町では4年の時限的補助である。本町の状況は理解しているが、これを延長することはできない。県として、公共交通に関する支援は続けていくが、当該事業のスキームでは続け

ることはできない。

委員：本町以外の3箇所の利用状況はいかがか。

委員：利用が見込まれる路線への変更というのが主眼であったため、利用者は増加している傾向である。しかしながら、収支の面で考えると必ずしも黒字運行とはなっていない。


会長：感染症に影響が今後どうなっていくかは誰にも予想ができない。しかし、本町の路線バス、タクシーに係る2つの政策についてはしっかり議論していく必要がある。次回以降の積極的な協議をお願いしたい。

(4) その他

事務局：先ほど触れたが、先日、関東運輸局より「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正」に係る通知があった。重要な視点として、「地方公共団体による地域公共交通網形成計画の策定を法的に努力義務とし、その名称を地域公共交通計画に改める。」「公共交通サービスに加え、スクールバスや福祉輸送、病院・商業施設などの送迎サービスを含めた地域の輸送資源を総動員する取組を計画に盛り込む。」ことが挙げられている。来年度以降にはなるが、先ほどよりお伝えしている「輸送資源の総動員」について積極的に検討していきたい。

会長：法改正により、新たな視点が加わった。当会議の持つ役割は大きいので、活発な協議を期待する。

7 閉 会

署 名	瀬間 さやか 
	飯島 久美子 